



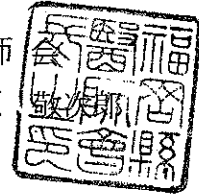
福県医発第988号(保)

平成14年 8月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



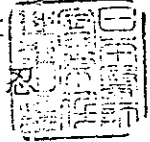
「労災診療費算定マニュアル」平成14年度版について

厚生労働省労働基準局労災補償部労災補償課で作成された「労災診療費算定マニュアル」平成14年度版が日医より送付してまいりましたので、ご参考までに一部お送りいたします。

事務連絡（保 80）
平成 14 年 8 月 21 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
菅 谷



「労災診療費算定マニュアル」平成 14 年度版の送付について

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課の作成する「労災診療費算定マニュアル」平成 14 年度版を入手いたしましたので、ご参考までに 1 部お送り申し上げます。

この「労災診療費算定マニュアル」に関するお問い合わせ等につきましては、各都道府県労働局にご連絡いただきますようお願いいたします。



労災診療費算定マニュアル

平成 1 4 年 度 版

厚生労働省労働基準局補償課

目 次

I 労災診療費算定基準と留意点

1 診療単価	1
2 初診料	2
3 救急医療管理加算	2
4 療養の給付請求書取扱料	2
5 再診料	3
6 外来管理加算	4
7 外来管理加算の特例	5
8 再診時療養指導管理料	6
9 再就労療養指導管理料	7
10 入院基本料	8
11 労災治療計画加算	10
12 特別監視料	10
13 入院室料加算	11
14 病衣貸与料	12
15 入院時食事療養費	13
16 コンピューター断層撮影料	14
17 リハビリテーション	15
18 早期リハビリテーション加算	16
19 理学療法併施加算	18
20 初診時ブラッシング料	19
21 四肢に対する特例取扱い	19
22 手指の機能回復指導加算	21
23 固定用伸縮性包帯	22
24 消炎鎮痛等処置の特例	22
25 振動障害に係る検査料	26
26 文書料	27

II 参考

1 健康保険診療報酬(14年4月1日)改定に係る留意点	30
(1) 外来診療料	30
(2) 慢性疼痛疾患管理料	30
(3) ギプス料	30
(4) 手術料	31
2 消炎鎮痛等処置及び理学療法の実施	32
3 入院基本料特例取扱点数一覧表	33

I 労災診療費算定基準（平成14年4月1日以降の診療）と留意点

労災診療費は、原則として、健康保険の診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）にしたがって算定しますが、次に掲げる項目については、労災保険独自の特例的な算定基準を定めています。

なお、療養の費用を支給する場合（非指定医療機関に受診した場合）の支給限度額の算定についても、下記の取扱いに準じて行いますが、療養の給付請求書取扱料は算定できません。

1 診療単価

診療単価は労災診療の特殊性を考慮して次のとおりとなっています。

(1)課税医療機関 12円

(2)非課税医療機関 11円50銭（注：円未満の端数切り捨て）

なお、非課税医療機関は次のとおりです。

イ 次の法人等が開設する医療機関

- 国（厚生労働省、文部科学省等）
- 地方公共団体（都道府県、市町村）
- 労働福祉事業団
- 厚生年金事業振興団（厚生団）
- 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 日本赤十字社
- 社会福祉法人（恩賜財団済生会、北海道社会事業協会）
- 私立学校法による学校法人
- 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
- 全国社会保険協会連合会
- 船員保険会
- 農業協同組合連合会（所得税法及び法人税法の規定に基づく財務省告示により指定するもの）

ロ 上記イ以外の公共法人、公益法人等が開設する医療機関で国税局等に照会の結果、非課税医療機関と認められている医療機関

2 初診料 ——— 医科、歯科とも3, 590円

初診料については、健保点数表と異なり点数ではなく、上記金額で算定します。

その他の初診料の算定に係る取扱いについては健保準拠です。

3 救急医療管理加算 ——— 入院6, 000円、入院外1, 200円

初診時に救急医療を行った場合、入院した場合は 6,000円、入院外の場合は 1,200円を算定することができます。

ただし、これは同一傷病につき1回限り算定できるものであり、健保点数表における「救急医療管理加算」、「特定入院料」とは重複して算定できません。また、健康保険における「特定療養費（初診時自己負担金）」とも重複して算定できません。

(例1) 救急医療管理加算が算定できる場合

- ① 傷病の発生から数日間経過した後に医療機関で診察を受けた場合。
- ② 最初に収容された医療機関においては、傷病の状態等から応急処置だけを行い、他の医療機関に転医した場合。
(それぞれの医療機関で算定可)
- ③ 傷病発生後長期間経過した後であっても、症状が安定しておらず、再手術等の必要が生じて転医した場合。
(転医先でも算定可)

(例2) 救急医療管理加算が算定できない場合

- ① 再発の場合。
- ② 傷病発生後数カ月経過し、症状が安定した後に転医した場合。
- ③ じん肺症、振動障害等の慢性疾患あるいは遅発性疾病のような症状が安定しており治療するに当たり緊急性のない場合。
- ④ 初診料が算定できない場合。(他保険で既に通院中であるため初診料が算定できない場合等)

4 療養の給付請求書取扱料 ——— 2, 000円

労災指定医療機関等において、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（様式第5号又は第16号の3）」を取り扱った場合に2,000円を算定できます。

ただし、再発（様式第5号又は第16号の3）の場合や、転医始診（様式第6号又は第16号の4）の場合は算定できません。

5 再診料

医科、歯科とも（病床数200床未満の医療機関及び200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において算定）

イ 発症の日から（3の救急医療管理加算又は健保点数表に定める救急医療管理加算を算定した日から）起算して3月以内の期間に行った場合

1, 380円

ロ 発症の日から（3の救急医療管理加算又は健保点数表に定める救急医療管理加算を算定した日から）起算して3月を超えた期間に行った場合

（イ） 月の5回目までの受診の場合

1, 380円

（ロ） 月の6回目以降の受診の場合（健保点数表の再診料において、別に厚生労働大臣が定める患者については、（イ）に掲げる金額を算定する。）

690円

注1 再診料についても初診料と同様に、点数ではなく上記金額で算定します。

その他の再診料の算定（外来管理加算を除く。）に係る取扱いについては健保準拠です。

注2 健保点数表の再診料において、別に厚生労働大臣が定める患者とは、人工腎臓を実施している状態にある患者及び慢性疼痛疾患管理料を算定している患者です。

注3 3月以内の期間の計算は、暦月によるものであり、例えば、2月10日～5月9日、9月15日～12月14日等と計算します。

注4 発症日から3ヵ月を超える日の初日が月の途中であった場合には、当該3ヵ月を超える日の初日から月末までの間の再診について1回目から5回目までの受診の場合は1, 380円、6回目以降の受診の場合は690円で算定します。

例えば、2月10日が発症日である場合は、5月9日までが3ヵ月以内であり、5月10日が3ヵ月を超える初日となり、5月10日から5月31日の期間の間で6回目以降の再診については690円で算定することになります。

注5 救急医療管理加算を算定した場合には、各月のレセプトの「摘要」欄に救急医療管理加算の算定した日を記載するよう医療機関に指導してください。

なお、レセプトの「傷病年月日」と救急医療管理加算の算定日が同一日の場合、レセプトの「摘要」欄に救急医療管理加算の算定した日を記載する必要はありません。

注6 3の救急医療管理加算又は健保点数表に定める救急医療管理加算を算定していない場合の発症日はレセプトの「傷病年月日」欄により確認してください。

注7 再発の場合の発症日は、再発前の傷病の発症日となります。

6 外来管理加算

イ 発症の日から（3の救急医療管理加算又は健保点数表に定める救急医療管理加算を算定した日から）起算して3月以内の期間に行った場合

52点

ロ 発症の日から（3の救急医療管理加算又は健保点数表に定める救急医療管理加算を算定した日から）起算して3月を超えた期間に行った場合

（イ） 月の5回目までの受診の場合

52点

（ロ） 月の6回目以降の受診の場合（健保点数表の外来管理加算において、別に厚生労働大臣が定める患者については、（イ）に掲げる点数を算定する。）

26点

注1 健保点数表の外来管理加算において、別に厚生労働大臣が定める患者は、現在（平成14年7月）定められていません。

注2 3月以内の期間の計算、3ヵ月を超える日の初日から月末までの間の算定方法については「5 再診料」と同様です。

7 外来管理加算の特例

再診時に、健保点数表において外来管理加算を算定することができない処置等を行った場合でも、その点数が外来管理加算の所定点数（「6 外来管理加算」に定める点数）に満たない場合には、特例として外来管理加算を算定することができます。

また、外来管理加算の点数に満たない処置等が2つ以上ある場合には最も低い点数に対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の点数に読み替えて算定することができます。

注1 健保点数表において算定することができない処置等とは、別に厚生労働大臣が定める検査並びにリハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔及び放射線治療をいいます。

なお、別に厚生労働大臣が定める検査とは、健保点数表第2章第3部検査の第3節生体検査料のうち、次の各区分に掲げるものをいいます。

- ① 超音波検査等
- ② 脳波検査等
- ③ 神経・筋検査
- ④ 耳鼻咽喉科学的検査
- ⑤ 眼科学的検査
- ⑥ 負荷試験等
- ⑦ ラジオアイソトープを用いた諸検査
- ⑧ 内視鏡検査

注2 四肢に対する処置等に対し1.5倍又は2倍の加算ができる取扱い（四肢加算）が適用される場合は特例点数を基準にします。

例えば、発症の日から起算して3月以内に消炎鎮痛等処置「マッサージ等手技による療法」（四肢）を行った場合

$$35点 \times 1.5倍 = \underline{53点}$$

よって、四肢加算後の特例点数53点が基準となり、外来管理加算の52点は算定できません。

なお、四肢の消炎鎮痛等処置「マッサージ等手技による療法」に四肢加算を行わず、35点として外来管理加算の52点を合算して87点を算定することはできません。

注3 慢性疼痛疾患管理料を算定している場合であっても、慢性疼痛疾患管理料に包括される処置（消炎鎮痛等処置及び理学療法(IV)）以外の処置等を行った場合は、外来管理加算の特例を算定することができます。

注4 リハビリテーション料のうち個別療法及び集団療法を実施した場合、1単位ごとの点数が外来管理加算の所定点数に満たない場合には、特例として外来管理加算を算定することができます。

例 月の初めに四肢以外の傷病に対する理学療法(Ⅳ)集団療法(35点)を2単位実施した場合、1単位目の35点に外来管理加算(52点)を算定し、2単位目の35点を52点に読み替えて算定することができます。

8 再診時療養指導管理料 ―― 900円

外来患者に対して再診時に療養上の指導(食事、日常生活動作、機能回復訓練に関する指導)を行った場合に指導の都度算定できます。

注1 同一月において健保点数表の特定疾患療養指導料とは重複算定できません。

また、健保点数表において特定疾患療養指導料と重複算定できない管理料・指導料等についても、同様に重複算定できません。(ウイルス疾患指導料、てんかん指導料、難病外来指導管理料、皮膚科特定疾患指導管理料、心臓ペースメーカー指導管理料、慢性疼痛疾患管理料、退院前在宅療養指導管理料、在宅自己注射指導管理料、在宅自己腹膜灌流指導管理料、在宅血液透析指導管理料、在宅酸素療法指導管理料、在宅中心静脈栄養法指導管理料、在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、在宅自己導尿指導管理料、在宅人工呼吸指導管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料、在宅悪性腫瘍患者指導管理料、在宅寝たきり患者処置指導管理料、在宅自己疼痛管理指導管理料、在宅肺高血圧症患者指導管理料、在宅気管切開患者指導管理料、通院精神療法、心身医学療法とは重複算定できません。)

注2 同時に2以上の診療科で指導を行った場合であっても(医科と歯科及び医科と歯科口腔外科の場合を除く。)再診時療養指導管理料は1回として算定します。

9 再就労療養指導管理料 — 2, 400円

入院治療後、通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3ヵ月以上継続している者で、就労が可能と医師が認める者に対し、就労にあたっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋」を傷病労働者に交付し、指導を行った場合に月1回につき2, 400円を算定できます。

さらに、傷病労働者の主治医が、当該労働者の所属事業場の産業医に対して、文書（指導管理箋等）をもって情報提供した場合（主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く。）にも月1回につき2, 400円を算定できます。

ただし、同一傷病労働者につき各々3回を限度（頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群等の慢性的な疾病を主病とする者で現に就労している者については、医師が必要と認める期間。回数の制限はない。）とします。

10 入院基本料

入院の日から起算して2週間以内の期間	健保点数の1.30倍
上記以降の期間	健保点数の1.01倍

入院基本料は、入院の日から起算して2週間以内の期間については、健保点数の1.30倍、それ以降の期間については、健保点数の1.01倍の点数（いずれも1点未満の端数は四捨五入）を算定することができます。

注1 各種加算、減算の取扱いについては、以下のとおりです。

- ① 健保点数表における第1章第2部「入院料等」の第1節「入院基本料」に示されている各種加算、減算については、入院患者の入院期間に応じ、加算し又は減算する点数のみ上記健保点数には含まれません（例1）。逆に、入院患者の入院期間に応じ、加算し又は減算する点数以外の場合は、上記健保点数に含まれます（例2、例3、例4、例5）。
具体的には、以下のとおりです。

例1 入院患者の入院期間に応じた加算（初期加算）、減算（長期減算）—— 1.30倍、1.01倍した後に加算、減算します。

例2 看護師比率に関する基準を満たすことができない病棟についての減算（看護師比率減算）—— 減算後の点数を1.30倍、1.01倍します。

例3 労災治療計画未実施（「11 労災治療計画加算」参照）、院内感染防止対策未実施の場合の減算（労災治療計画未実施減算、院内感染防止対策未実施減算）
—— 減算後の点数を1.30倍、1.01倍します。

例4 医療安全管理体制未整備減算、褥瘡対策未実施減算（平成14年10月1日より）—— 減算後の点数を1.30倍、1.01倍します。

例5 日常生活障害加算、痴呆加算 —— 加算後の点数を1.30倍、1.01倍します。

- ② 健保点数表における第1章第2部「入院料等」の第2節「入院基本料等加算」に示されている各種加算
—— 1.30倍、1.01倍した後に加算

- ③ 「11 労災治療計画加算（100点加算）」
—— 1.30倍、1.01倍した後に加算

注2 外泊期間中の入院基本料は、すべての加算、減算を含まない入院基本料の基本点数に0.15を掛け、その後1.30倍ないし1.01倍した点数となります。

注3 定数超過入院に該当する場合及び医療法に定める人員標準を著しく下回る場合の入院基本料は、以下の点数となります。

例1 (入院基本料基本点数－看護師比率減算)－(入院基本料基本点数－看護師比率減算)×減額率＝A

$$A \times 1.30 \text{ or } 1.01 = A'$$

初期加算(長期減算)点数－初期加算(長期減算)

$$\text{点数} \times \text{減額率} = B$$

$$\text{入院基本料所定点数} = A' + B$$

更に 労災治療計画未実施減算、院内感染防止対策未実施減算がある場合

$$(A - \text{未実施減算点数}) \times 1.30 \text{ or } 1.01 = A''$$

$$\text{入院基本料所定点数} = A'' + B$$

注4 医療機関を退院後、同一傷病により、同一の医療機関又は当該医療機関と特別の関係にある医療機関に入院した場合には、第1回目の入院の日を起算日として計算します。

ただし、退院後、いずれの医療機関にも入院せずに3ヵ月以上経過し、その後再入院となった場合については、再入院日を起算日として新たに入院期間を計算します。

11 労災治療計画加算 ——— 100点

収容施設を有する診療所及び病院において、入院の際に医師、看護師、その他関係職種が共同して総合的な治療計画を策定し、医師が入院後7日以内に労災治療計画書（又はこれに準ずる文書）により傷病名及び傷病の部位、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間、入院中の注意事項、退院時において見込まれる回復の程度等について説明を行った場合、1回の入院につき1回限り100点を入院基本料又は特定入院料に加算できます。

ただし、これを行わなかった場合にあっては、健保における取扱いと同様に、1入院中1回について、入院基本料又は特定入院料の所定点数から350点減算して算定することになります。

注1 入院が予定されている患者に対して、外来において治療計画を策定し説明を行った場合は、入院初日に算定できます。

注2 入院基本料又は特定入院料の入院期間の計算上、起算日が変わらないものとして取り扱われる再入院については算定できません。

注3 医師の病名等の説明に対し理解できないと認められる患者（例えば、意識障害者等）については、その家族等に対して行った場合に算定できます。

12 特別監視料 ——— 200点

頭部外傷等により意識消失し、極めて重篤な状態にある患者に対して、常時監視し、病状の変化に即応した適切な処置を講ずる必要がある場合（症状が固定し、植物状態にある患者は含まない。）に1日につき200点算定できます。

したがって、特別監視料を算定している患者に対して、理学療法（個別療法）が行われるようなことは医学的に考えられないので、このような矛盾した点数算定が行われていないかどうか注意してください。

なお、特定入院料との重複算定はできません。

13 入院室料加算

1 日につき	個室 (甲地)	10,000円限度
	(乙地)	9,000円限度
2 人部屋	(甲地)	5,000円限度
	(乙地)	4,500円限度
3 人部屋	(甲地)	5,000円限度
	(乙地)	4,500円限度
4 人部屋	(甲地)	4,000円限度
	(乙地)	3,600円限度

上記の金額の限度内で医療機関が表示している金額で算定できます。

入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づく人事院規則9－49（調整手当）により支給区分が甲地とされる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。

次の①及び②の要件に該当する場合に算定できることとしますが、②のエにあっては、初回入院日から、7日を限度とします。

① 厚生労働大臣から特別の療養環境の提供の承認を受けた病室で、傷病労働者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合。

② 傷病労働者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

イ 症状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

ウ 医師が、医学上他の患者から隔離しなければ適切な診療ができないと認めたもの。

エ 傷病労働者が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするもの。（7日を限度）

注 特定入院料、重症者等療養環境特別加算、療養環境加算、療養病棟療養環境加算及び診療所療養病床療養環境加算との重複算定はできません。

入院室料加算における地域区分（甲地）

（平成14年4月1日現在）

都道府県	地 域 区 分
埼 玉 県	さいたま市
千 葉 県	千葉市
東 京 都	特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、三浦郡葉山町
愛 知 県	名古屋市
京 都 府	京都市
大 阪 府	大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、高石市、堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、和泉市、東大阪市
兵 庫 県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市
福 岡 県	福岡市

14 病衣貸与料 ——— 7点

患者が緊急収容され病衣を有していないため医療機関から病衣の貸与を受けた場合、又は傷病の感染予防上の必要性から医療機関が患者に病衣を貸与した場合には、1日につき7点を算定できます。

15 入院時食事療養費

入院時食事療養費については、平成12年12月28日厚生省告示第569号による改正後の平成6年8月5日付け厚生省告示第237号の別表「食事療養の費用額算定表」に定める金額の1.2倍により算定します。（10円未満の端数は四捨五入）

(1) 入院時食事療養（Ⅰ）1日につき 2,300円

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出て当該基準による食事療養を行う保険医療機関に入院している患者について、当該食事療養を行ったときに算定します。

① 特別管理加算 240円

別に厚生労働大臣が定める特別管理に関する基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出て当該基準による特別管理を行ったときに算定します。

② 特別食加算 420円

別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときに算定することができます。

③ 食堂加算 60円

食堂における食事療養を行ったときに算定することができます。（療養病棟に入院する患者を除く。）

④ 選択メニュー加算 60円

複数の献立による食事療養を行ったときに算定することができます。

(2) 入院時食事療養（Ⅱ）1日につき 1,820円

入院時食事療養（Ⅰ）を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者について、食事療養を行ったときに算定します。

16 コンピューター断層撮影料

健保点数表では同一部位に対してコンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影が同一月に2回以上行われた場合、当該月の2回目以降の撮影の費用は、撮影部位（頭部、躯幹及び四肢）に応じて別に掲げる点数により算定することとなっていますが、労災ではこの規定は適用されません。

（例1）同一月に四肢に対して1回目単純CT撮影、2回目単純CT撮影を行った場合。

1回目 単純CT撮影	570点（＋断層診断450点）
2回目 単純CT撮影	570点

合 計 1,140点（断層診断を含め1,590点）算定

（例2）同一月に頭部に対して1回目単純CT撮影、2回目単純MRI撮影を行った場合。

1回目 単純CT撮影	620点（＋断層診断450点）
2回目 単純MRI撮影	1,140点

合 計 1,760点（断層診断を含め2,210点）算定

（例3）同一月に躯幹に対して1回目単純CT撮影、2回目単純MRI撮影、3回目特殊CT撮影を行った場合。

1回目 単純CT撮影	830点（＋断層診断450点）
2回目 単純MRI撮影	1,220点
3回目 特殊CT撮影	960点

合 計 3,010点（断層診断を含め3,460点）算定

17 リハビリテーション

発症の日から起算して3月以内の期間において、リハビリテーションのうち個別療法と集団療法を行った場合については、健保点数表に定める患者1人につき1月の合計単位数の逡減又は制限を行うことなく算定できます。

注1 発症日はレセプトの「傷病年月日」欄により確認してください。なお、発症日については、再診料においては救急医療管理加算を算定した日とすることができますが、リハビリテーションでは当該取扱いはできません。

注2 発症日から3月を超える日以降の期間の算定は次のとおりになります。

イ 個別療法は1月に11単位目以降のものについて、所定点数の100分の70に相当する点数により算定することになります。

なお、この場合の四肢加算は1単位ごとに逡減したのちの所定点数に四肢加算の倍率を乗じることになります。

ロ 集団療法は1月合計8単位に限り算定することになります。

ただし、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者及び早期リハビリテーション加算を算定する患者については、上記イの逡減を行うことなく算定できます。

注3 発症日から3ヵ月を超える日の初日が月の途中であった場合には、当該3ヵ月を超える日の初日から月末までの間において、個別療法は11単位目以降のものについて、所定点数の100分の70に相当する点数により算定し、集団療法は8単位に限り算定することになります。

例えば、2月10日が発症日である場合は、5月9日までが3ヵ月以内であり、5月10日が3ヵ月を超える初日となり、5月10日から5月31日の期間の間で個別療法は11単位目以降のものについて、所定点数の100分の70に相当する点数により算定し、集団療法は8単位に限り算定することになります。

注4 個別療養は、傷病労働者1人につき1日3単位に限り算定できます。

集団療養は、傷病労働者1人につき1日2単位に限り算定できます。

なお、理学療法、作業療法及び言語聴覚療法については、患者1人につき1日合計4単位（回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者及び早期リハビリテーション加算を算定する患者については1日合計6単位）に限り算定できます。

18 早期リハビリテーション加算

急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、理学療法（Ⅲ）程度の「個別療養」を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、早期リハビリテーション加算として、それぞれ次に定める点数を健保点数表における理学療法（Ⅲ）の所定点数に加算して算定できます。この場合において、入院中の患者に対し、病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした個別療養を行った場合は、1単位につき更に30点を健保点数表における所定点数に加算することができます。

なお、当該加算の対象疾病については、健保点数表における「早期リハビリテーション加算」において定めているものと同様とします。また、早期リハビリテーション加算は、四肢加算の対象とはなりません。

イ 発症後14日以内に行われた場合

（1単位につき） 100点

ロ 発症後15日以上30日以内の期間に行われた場合

（1単位につき） 80点

ハ 発症後31日以上90日以内の期間に行われた場合

（1単位につき） 30点

注1 「急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者」とは、脳血管疾患、脊髄損傷等の脳・脊髄（中枢神経）外傷、大腿骨頸部骨折、下肢・骨盤等の骨折、上肢骨折又は開腹術・開胸術後の患者であり、理学療法による治療が必要と認められる患者をいいます。この場合、脳血管疾患とは、急激な意識障害発作を伴った脳内出血、脳塞栓、脳血栓、くも膜下出血、脳動脈瘤破裂等をいい、症状の発現の緩徐な慢性脳循環不全症等はこれに該当しません。

また、脊椎・関節の手術を受けた患者についても、理学療法による治療が必要と認められる患者については、「急性発症した脳血管疾患等の疾患の患者」に該当します。

注2 労災保険においては、リハビリテーション計画の作成及びそれに基づく理学療法の実施を前提として理学療法（Ⅰ）及び理学療法（Ⅱ）以外の医療機関においても早期リハビリテーション加算を算定することができます。

この場合、理学療法（Ⅲ）を算定する医療機関にあっては、地方社会保険事務局に対し施設基準の届出が行われていることから、理学療法（Ⅰ）及び理学療法（Ⅱ）を算定する医療機関と同様に取り扱うことができます。

また、理学療法の施設基準の届出を行っていない医療機関であって、リハビリテーション計画書を作成し、それに基づく理学療法を実施した場合に限り、早期リハビリテーション加算が算定できます。ただし、この場合、早期リハビリテーション加算を算定する場合は、各月のレセプトに当該リハビリテーション計画書(写)を添付しなければなりません。

なお、このリハビリテーション計画書は、健康保険における様式を準用してください。

(例) 理学療法の施設基準の届出を行っていない医療機関において、発症後20日目の大腿骨頸部骨折の患者に対して、リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、「個別療法 2単位」を行った場合

理学療法(Ⅲ)「個別療法」の1単位 = 100点
四肢加算

$$100 \text{ 点} \times 1.5 = 150 \text{ 点}$$

$$150 \text{ 点} \times 2 \text{ 単位} = 300 \text{ 点} \text{ —— ①}$$

早期リハ加算

$$80 \text{ 点} \times 2 \text{ 単位} = 160 \text{ 点} \text{ —— ②}$$

$$\text{①} + \text{②} = 460 \text{ 点}$$

注3 早期リハビリテーション加算を算定している場合、個別療法における1月に11単位目以降のものについて、所定点数の100分の70に相当する点数により算定するという月の逡減については適用されません。

19 理学療法併施加算 ——— 10点

同一の患者に対し、健保点数表に定める理学療法の個別療法と集団療法を同一日に実施した場合は、個別療法の所定点数に10点を加算して算定することができます。

ただし、この加算の算定は1日につき1回限りとします。

(例1) 理学療法(Ⅱ)の所定点数を算定することができる医療機関において、「個別療法1単位・上腕」を5日間行い、うち3日間については「集団療法1単位・上肢」を併施した場合。

*理学療法(Ⅱ) (個別療法1単位・上腕)

(180点×1.5倍) 270×5

*理学療法併施加算 10×3

合 計

1,380点

20 初診時ブラッシング料 — 91点

創面が異物の混入、付着等により汚染している創傷の治療の前処置として、生理食塩水、蒸留水、ブラシ等を用いて創面の汚染除去を行った場合に算定できます。

ただし、同一傷病につき1回（初診時）限りとします。

注1 初診時ブラッシング料を含む処置、手術の所定点数の合計が150点以上の場合に限り、時間外、深夜又は休日加算ができます（1点未満四捨五入）。

注2 健保のデブリードマン（創傷処理におけるデブリードマン加算を含む。）とは重複算定はできません。

注3 四肢の特例取扱はありませんので、たとえ四肢の創傷に対するブラッシングであっても91点の算定となります。

21 四肢に対する特例取扱い

I 指の創傷処理（筋肉に達しないもの。）

手の指の創傷処理については、健保点数にかかわらず、次に掲げる点数で算定します。ただし、筋肉に達するものは健保点数の2.0倍で算定します。

指1本	940点	(470点×2.0倍)	さらに四肢加算 することはできません。
指2本	1,410点	(940点+470点)	
指3本	1,880点	(1,410点+470点)	
指4本	2,350点	(1,880点+470点)	
指5本	2,350点	(470点×5.0倍)	

なお、創傷処理（筋肉に達しないもの。）と指（手、足）に係る手術等又は骨折非観血的整復術を各々異なる手の指に対して併せて行った場合には、同一手術野とみなさず各々の所定点数を合算した点数で算定できます。

（参考）創傷処理の算定に当たり、指で筋肉に達するものと指以外は、次の健保点数を基礎として算定します。

1 筋肉、臓器に達するもの

長径5cm未満	1,250点
長径5cm以上10cm未満	1,680点
長径10cm以上	2,000点

2 筋肉、臓器に達しないもの

長径5cm未満	470点
長径5cm以上10cm未満	850点
長径10cm以上	1,320点

II 指の骨折非観血的整復術

手の指の骨折非観血的整復術については、次に掲げる点数で算定します。

指1本	2,880点	(1,440点×2.0倍)	さらに四肢加算 することはでき ません。
指2本	4,320点	(2,880点+1,440点)	
指3本	5,760点	(4,320点+1,440点)	
指4本	7,200点	(5,760点+1,440点)	
指5本	7,200点	(1,440点×5.0倍)	

なお、骨折非観血的整復術と指（手、足）に係る手術等又は創傷処理（筋肉に達しないもの。）を各々異なる手の指に対して併せて行った場合には、同一手術野とみなさず各々の所定点数を合算した点数で算定できます。

III 処置及び手術についての特例 — 1. 5倍（2倍）

- (1) 四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む）の傷病に対し、次に掲げる処置、手術及びリハビリテーションの点数は健保点数の1. 5倍として算定できます。（1点未満切上げ）

（処置）

- ①創傷処置、術後創傷処置、絆創膏固定術、ドレーン法及び皮膚科軟膏処置
- ②関節穿刺及び消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」
- ③皮膚科光線療法、鋼線等による直達牽引（2日目以降）、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」

（手術）

- ④創傷処理、デブリードマン
ただし、指の創傷処理（筋肉に達しないもの。）は、前記Ⅰによる。
- ⑤皮膚切開術
- ⑥筋骨格系・四肢・体幹の手術
ただし、指の骨折非観血的整復術は、前記Ⅱによる。
- ⑦神経、血管の手術

（リハビリテーション）

- ⑧理学療法、作業療法

(2) 上記(1)の①～②の処置及び④～⑦の手術については、手（手関節以下）及び手の指に係る場合のみ健保点数の2.0倍として算定できます。

ただし、健康保険において処置面積を合算して算定する「創傷処置」等については、四肢加算の倍率（手指2倍、手指以外の四肢1.5倍、四肢以外1倍）が異なる部位に行う場合には、それぞれの倍率毎に処置面積を合算して算定することができます。

また、「創傷処置」等を四肢加算の倍率が異なる範囲にまたがって（連続して）行う場合には、処置面積を合算し該当する区分の所定点数に対して最も高い倍率で算定します。

なお、四肢の傷病に対する特例取扱いは適用される項目も多く誤りも多くみられますので、特に下記の点に留意してください。

注1 特例取扱いの対象となるものは上に掲げたもののみですので、薬剤料、特定保険医療材料料、輸血料、ギプス料などは対象となりません。

注2 健保点数の2.0倍として算定できるのは、手（手関節以下）、手の指に係る処置・手術のみです。
足の指の処置は1.5倍です。

注3 植皮術、皮膚移植術等の形成手術は特例取扱いの対象とはなりません。

注4 処置における腰部固定帯加算、手術における創外固定器加算等の材料評価は、対象になりません。

22 手指の機能回復指導加算 —— 190点

手（手関節以下）及び手の指の初期治療における機能回復指導加算として、当該部位について、次に掲げる手術を行った場合は1回に限り所定点数に190点を加算できます。

- ①創傷処理、デブリードマン
- ②皮膚切開術
- ③筋骨格系・四肢・体幹の手術

注1 時間外加算及び四肢加算はできません。

注2 右手、左手をそれぞれ手術した場合でも算定は、1回限りです。

23 固定用伸縮性包帯

労災で使用する伸縮性包帯は、処置及び手術において頭部・頸部・躯幹の他四肢に使用した場合も算定することができます。

なお、健保における腰部固定帯加算（180点）については、180点を超える腰部固定帯を使用した場合は、実費相当額（購入価格を10円で除して得た点数）で算定することができます。

注1 処置及び手術に当たって通常使用される治療材料（包帯材料等）又は衛生材料（ガーゼ等）の費用は算定できません。

24 消炎鎮痛等処置の特例

I 通減について

消炎鎮痛等処置については、同一の傷病労働者につき同一月において、「器具等による療法」又は「湿布処置」を同一の部位（局所）に対して合わせて5回以上行った場合は、5回目以降については健保点数の100分の50に相当する点数により算定することになります。

（例）

同一月に左上肢に「器具等による療法」を先に4回行い、同じ左上肢に「湿布処置」を2回行った場合。

左上肢に「器具等による療法」

53点（35点×1.5倍（1点未満切り上げ））×4回 = 212点

左上肢に「湿布処置」

27点（35点×50/100=18点 18点×1.5倍）×2回 = 54点

II 消炎鎮痛等処置の3部位又は3局所の取扱いについて

① 消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」又は「器具等による療法」を行った場合は、1日につき合わせて負傷にあつては受傷部位ごとに3部位を限度とし、また、疾病にあつては3局所を限度とし算定できます。

なお、介達牽引は「器具による療法」に含まれることとなったことにより、3部位又は3局所まで算定できます。

② 消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」については、1日につき所定点数（湿布処置の場合は倍率が異なる部位ごとに算定し合算とする。）を算定できます。

(例1)

右上肢に「手技による療法」	35点× 1.5倍	= 53点
左上肢に「手技による療法」	35点× 1.5倍	= 53点
右下肢に「器具等による療法」	35点× 1.5倍	= 53点
左下肢に「器具等による療法」	35点× 1.5倍	= 53点
3部位までの算定になりますので 159点 となります。		

(例2)

腰 部に「湿布処置」	35点	= 35点
左前腕に「湿布処置」	35点× 1.5倍	= 53点
右手指に「湿布処置」	24点× 2.0倍	= 48点
合 計		136点

Ⅲ 消炎鎮痛等処置の併施について

- ① 「湿布処置」と「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」を同一日にそれぞれ異なる部位（局所）に行った場合は、「湿布処置」の所定点数に「マッサージ等の手技による療法」及び「器具による療法」の計2部位分の点数を合わせて算定でき、同一日に「マッサージ等の手技による療法」及び「器具による療法」の計2部位以上と湿布処置を行った場合は、「マッサージ等の手技による療法」及び「器具による療法」の計2部位と湿布処置の所定点数を合わせて算定できます。

ただし、「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」を3部位（局所）以上に行っている場合は、「湿布処置」の点数を算定することなく、「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」の点数のみを3部位（局所）まで算定して差し支えありません。

(例1)

左前腕に「湿布処置」	35点× 1.5倍	= 53点
左下肢に「手技による療法」	35点× 1.5倍	= 53点
右下肢に「手技による療法」	35点× 1.5倍	= 53点
頸 部に「器具等による療法」	35点	= 35点
湿布処置＋（手技による療法＋器具等による療法（計2部位））		
159点（53点＋ 106点）		

- ② 「湿布処置」と理学療法を同一日に行った場合は、「湿布処置」の1部位と理学療法の所定点数を算定できるものであり、理学療法と「マッサージ等の手技による療法」又は「器具等による療法」を同一日に行った場合は、理学療法の所定点数に「マッサージ等の手技による療法」又は「器具等による療法」のいずれか1部位を算定できます。

ただし、「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」を複数部位に行っている場合で、その点数の合計が上記取扱いによる点数の合計を超える場合については、「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」の合計点数を算定して差し支えありません。

なお、「湿布処置」と理学療法に「マッサージ等の手技による療法」又は「器具等による療法」を同一日に行った場合は、合計して3項目まで算定できます。

(例1)

右上肢に理学療法(IV)集団療法1単位	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
右上肢に「器具等による療法」	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
合 計	106点

(例2)

左上肢に理学療法(IV)集団療法1単位	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
左上肢に「湿布処置」	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
合 計	106点

(例3)

左上肢に理学療法(IV)集団療法1単位	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
頸部に「器具等による療法」	35点
左上肢に「手技による療法」	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
理学療法+手技による療法又は器具等による療法(1部位分)	$53点 + 53点 = 106点$

(例4)

左上肢に理学療法(IV)集団療法1単位	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
右下肢に「手技による療法」	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
右上肢に「器具等による療法」	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
左下肢に「手技による療法」	$35点 \times 1.5倍 = 53点$
理学療法+手技による療法又は器具等による療法(1部位分)	$53点 + 53点 = 106点$
手技による療法+器具等による療法(3部位)の合計	$53点 + 53点 + 53点 = 159点$

したがって、この場合は159点を算定する。

注1 消炎鎮痛等処置の四肢加算の取扱いは、「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」については所定点数の1.5倍、「湿布処置」は所定点数の1.5倍（手及び手指は2倍）として算定することができます。

注2 局所とは、上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹のそれぞれを1局所とし、全身を5局所に分けたものをいいます。

注3 消炎鎮痛等処置の種類及び部位（局所）について、レセプトに明確に記載するよう医療機関に指導してください。

注4 外来診療料を算定する医療機関においては、消炎鎮痛等処置は算定できません。また湿布処置については、診療所において、入院中の患者以外の患者についてのみ算定することができます。

25 振動障害に係る検査料

振動障害に係る検査料については、健保点数表に定めてありませんが、労災においては、次により算定することができます。

検 査 項 目	点 数
(1)握力（最大握力、瞬発握力）、維持握力（5回法）を併せて行う検査	片手、両手にかかわらず60点
(2)維持握力（60％法）検査	片手、両手にかかわらず60点
つまみ力検査	片手、両手にかかわらず60点
タッピング検査	片手、両手にかかわらず60点
(3)常温下での手指の皮膚温検査	1指につき 7点
(4)冷却負荷による手指の皮膚温検査	1指1回につき 7点
(5)常温下による爪圧迫検査	1指につき 7点
(6)冷却負荷による爪圧迫検査	1指1回につき 7点
(7)常温下での手指の痛覚検査	1指につき 9点
(8)冷却負荷による手指の痛覚検査	1指1回につき 9点
(9)指先の振動覚（常温下での両手）検査	1指につき 40点
(10)指先の振動覚（冷却負荷での両手）検査	1指1回につき40点
(11)手背等の温覚検査	1手につき 9点
(12)手背等の冷覚検査	1手につき 9点

支 給 対 象	関係条文及 び通達 (記 号)	告示様式の 名 称 番 号	請 求 方 法	支 給 額
障害 (補償) 給付の支給を受けようとする者が、障害 (補償) 給付請求書に添付して提出した「障害の部位及び状態に関する診断書」(以下「障害の状態に関する診断書」という。)	則第14条の 2第3項	障害 (補償) 給付請求書 (様式第10 号、第16号 の7)	療養の費用 請求書 告示様式第 7号(1)、第 16号の5(1) 病院等 →労働者 →署	4,000 円
障害 (補償) 年金の受給権者が、障害の程度に変更があったとして、障害 (補償) 給付変更請求書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」	則第14条の 3第3項	障害 (補償) 給付変更請 求書 (様式第11 号)		4,000 円
障害 (補償) 年金の受給権者が定期報告書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」	則第21条第 2項第1号	年金等の受 給権者の定 期報告書 (様式第18 号)		4,000 円
労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることにより遺族 (補償) 年金請求書を添付して提出した「障害の状態に関する診断書」(労働者の死亡が業務上でないという理由で遺族 (補償) 年金支給の対象とならなかった場合における診断書を除く。)	則第15条の 2第3項第 5号及び第 7号 則第15条の 3第2項第 2号 則第15条の 4第2項第 2号	遺族 (補償) 年金請求書 (様式第12 号、第16号 の8) 遺族 (補償) 年金転給等 請求書 (様式第13 号)		4,000 円
障害の状態にあることにより遺族 (補償) 年金の受給権者となっている者及び遺族 (補償) 年金の受給権者である妻が、定期報告書に添付して提出した「障害の状態に関する診断書」(障害の状態にあることにより遺族 (補償) 年金の受給資格を有し、かつ、受給権者と生計を同じくしている者についての障害の状態に関する診断書を含む。)	則第21条第 2項第2号	年金等の受 給権者の定 期報告書 (様式第18 号)		4,000 円

労働者の負傷又は疾病が療養の開始後1年6カ月を経過した日以後傷病（補償）年金の支給決定に必要と認められた場合に傷病の状態等に関する届出に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」	則第18条の2第3項	傷病の状態等に関する届（様式第16号の2）		4,000 円
労働者の負傷又は疾病が療養の開始後1年6カ月を経過した日において治っていない場合に、同日以後1カ月以内に提出させる傷病の状態に関する届出に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」	則第18条の2第3項	同 上	指定病院等診療費請求書（含内訳）様式第1号（含2～5） 病院等→局 非指定病院等療養の費用請求書様式第7号（1）、第16号の5（1） 病院等→労働者→署	4,000 円
休業（補償）給付の支給を受けようとする者の負傷又は疾病が毎年1月1日において療養開始後1年6カ月を経過しているときに同月中のいずれかの日の分を含む休業（補償）給付請求書に添付して提出する傷病の状態に関する報告書に添付して提出した「傷病の状態に関する診断書」	則第19条の2第2項	傷病の状態等に関する届（様式第16号の11）		4,000 円
傷病（補償）年金の受給権者が定期報告書に添付して提出した「負傷又は疾病の状態に関する診断書」	則第21条第2項第3号	年金等の受給権者の定期報告書（様式第18号）		4,000 円
傷病（補償）年金の受給権者が障害の程度に変更があった場合に提出する傷病の状態の変更に関する届書に添付する「傷病の状態に関する診断書」	則第21条の2第4項	傷病の状態の変更に関する届（年金申請様式第4号）		4,000 円
介護（補償）給付の支給を受けようとする者が介護（補償）給付支給請求書に添付して提出した「診断書」	則第18条の3の5第3項第1号	介護（補償）給付支給請求書（様式第16号の2）	※障害（補償）年金受給者である場合には、療養の費用請求書	4,000 円

労働基準監督署長が、療養（補償）給付を受けている者（傷病（補償）年金を受けている者を含む。）について療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等を判断するために必要と認め、診療担当医師に診断書の提出を求めた場合における当該診断書			指定病院等 通達別紙請求書 診機様式第1号の2 病院等→局 非指定病院等 通達別紙請求書 診機様式第1号の3 病院等→署	5,000 円
休業（補償）給付請求書における診療担当者の休業に関する証明	則第13条第2項	休業（補償）給付請求書（様式第8号 様式16の6）	指定病院等 診療費請求書（含内訳） 診機様式第1号（含2～5） 病院等→局 非指定病院等 療養の費用 請求書 告示様式第7号(1)、第16号の5(1) 病院等 → 労働者 → 署	2,000 円
看護の給付の看護費用の額の証明書における診療担当者の看護に関する証明	則第12条第2第3項	昭和63年5月12日基発第315号別紙様式1		1,000 円
労働基準監督署長が労災法第47条の2の規定による受診命令に基づいて作成依頼する意見書等	労災法第47条の2 平8. 7. 24 基発第479号			一般的な医学事項 7,000 円 特に高度な医学的事項 20,000 円
はり・きゅう及びマッサージの施術に係る診断書	昭57.6.2 基発第384号	はり・きゅう診断書（様式第1号） マッサージ診断書（様式第2号） 昭57.5.31 基発第375号	指定病院等 診療費請求書（含内訳） 診機様式第1号（含2～5） 病院等→局 非指定病院等 療養の費用 請求書 告示様式第7号(1)、第16号の5(1) 病院等 → 労働者 → 署	はり・きゅう単独 3,000 円 一般医療と はり・きゅう併用 3,000 円 ＜「施術効果の評価表」 添付の場合＞ 4,000 円 マッサージ 3,000 円

II 参考

1 健康保険診療報酬（平成14年4月1日）改定に係る留意点

(1) 外来診療料

- | | | |
|---|---------------------------|------------|
| イ | 月の1回目の受診の場合 | <u>77点</u> |
| ロ | 月の2回目以降の受診の場合 | |
| | (イ) 人工腎臓を実施している状態にある患者の場合 | <u>70点</u> |
| | (ロ) (イ) 以外の場合 | <u>35点</u> |

注1 病床数200床以上の医療機関（当該医療機関の歯科、歯科口腔外科を除く）において算定します。

注2 外来診療料の点数、その他算定に係る取扱いについては健保準拠であり、外来診療料に包括される処置については、たとえ四肢に対する特例取扱い（20ページ参照）を行うことにより外来診療料の点数を越えるものであっても、外来診療料とは別に算定することはできません。

注3 選定療養である「病床数が200以上の病院について受けた再診」については、労災保険の給付の対象とはなりません。

(2) 慢性疼痛疾患管理料

診療所において、入院中の患者以外の慢性疼痛に係る疾患を主病とする患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定することができます（再診時療養指導料との重複算定はできません。）。

なお、慢性疼痛疾患管理料を算定した場合、消炎鎮痛等処置及び理学療法(IV)は慢性疼痛疾患管理料に包括され、当該算定月においては算定することができません。

(3) ギプス料

ギプス料については、手術の部から処置の部に移動になったことから、ギプス料の所定点数が150点以上のときは、時間外加算、休日加算及び深夜加算を算定できます。

また、手術当日に、手術に関連して行う処置については、術前、術後にかかわらず算定できませんが、ギプスについては、算定することができます。

(4) 手術料

- ① 手術に当たって通常使用される外皮用殺菌剤（イソジン、ネオヨジン等）については、手術の所定点数に含まれ別に算定することはできません。
- ② 「K039」腱移植術（人工腱形成術を含む）の「1」指（手、足）及び「K040」腱移行術の「1」指（手、足）については、第1指から第5指（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含まない。）のそれぞれを同一手術野とする手術から第1指から第5指（中手部・中足部若しくは中手骨・中足骨を含む。）のそれぞれを同一手術野とする手術に変更になりましたので注意してください。

2 消炎鎮痛等処置及び理学療法の取扱い

	マッサージ等の 手技による療法	器具等による療法	湿 布 処 置 (診療所外来のみ)	理学療法
1 マッサージ等の 手技による療法	3 部位（局所）まで算定		湿布処置の所定点 数及びマッサージ 等の手技による療 法、器具等による 療法 2 部位（局 所）まで算定 *注 1 *注 2	理学療法の所定点 数及びマッサージ 等の手技による療 法、器具等による 療法 1 部位（局 所）を算定 *注 3
2 器具等による療法				
3 湿 布 処 置 (診療所外来のみ)			1 日につき所定点 数を算定〔倍率が 異なる部位ごとに 算定し合算とす る。〕	湿布処置 1 部位及 び理学療法の所定 点数を算定
4 上記 1 又は 2 と 3 の消炎鎮痛等処置 を併施した場合				湿布処置 1 部位、 理学療法の所定点 数とマッサージ等 の手技による療法 又は器具等による 療法 1 部位（局 所）を算定し、合 計 3 項目まで算定

- *注 1 上記 1、2 及び 3 の処置については、それぞれ異なる部位（局所）に行った場合のみ算定できます。
- *注 2 上記 1 及び 2 を 3 部位（局所）以上行っている場合は、3 の点数を算定することなく、1 及び 2 の点数のみを 3 部位（局所）まで算定できます。
- *注 3 上記 1 及び 2 の合計点数が理学療法の点数を上回る場合に限り、1 及び 2 の合計点数を算定して差し支えありません。
- *注 4 消炎鎮痛等処置のうち湿布処置のみ四肢加算の取扱いで手及び手指については 2 倍で算定できます。
- *注 5 同一月において、上記 2 及び 3 を同一の部位（局所）に対して合わせて 5 回以上行った場合は、5 回目以降については健保点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定する。

3 入院基本料特例取扱点数一覧表

A100 一般病棟入院基本料

I 群	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	1,209 点	2:1 70%以上	25日以内	1,572 点	1,221 点
	1,121 点	2:1 40%以上70%未満		1,457 点	1,132 点
入院基本料 2	1,107 点	2.5:1 70%以上	28日以内	1,439 点	1,118 点
	1,031 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,340 点	1,041 点
入院基本料 3	939 点	3:1 40%以上	28日以内	1,221 点	948 点
	849 点	3:1 20%以上40%未満		1,104 点	857 点
入院基本料 4	842 点	3.5:1 40%以上	28日以内	1,095 点	850 点
	804 点	3.5:1 20%以上40%未満		1,045 点	812 点
入院基本料 5	783 点	4:1 40%以上	28日以内	1,018 点	791 点
	768 点	4:1 20%以上40%未満		998 点	776 点

II 群	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 3	974 点	3:1 40%以上	60日以内	1,266 点	984 点
	884 点	3:1 20%以上40%未満		1,149 点	893 点
入院基本料 4	880 点	3.5:1 40%以上	90日以内	1,144 点	889 点
	842 点	3.5:1 20%以上40%未満		1,095 点	850 点
入院基本料 5	820 点	4:1 40%以上	29日以上	1,066 点	828 点
	805 点	4:1 20%以上40%未満		1,047 点	813 点

I 群	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
特別入院基本料 1	569 点	4:1以上 20%未満	28日以内	740 点	575 点
特別入院基本料 2	540 点	4:1未満		702 点	545 点

II 群	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
特別入院基本料 1	608 点	4:1以上 20%未満	29日以上	790 点	614 点
特別入院基本料 2	580 点	4:1未満		754 点	586 点

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

*注2 一般病棟入院基本料1については、平均在院日数要件が平成14年10月より21日以内となる。

*注3 一般病棟入院基本料2については、平均在院日数要件が平成14年10月より26日以内となる。

A101 療養病棟入院基本料

	基本点数	看護配置 看護師比率	看護補助配置	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	1,209 点	5 : 1 以上 20%以上	4 : 1 以上	1,572 点	1,221 点
入院基本料 2	1,138 点		5 : 1 以上	1,479 点	1,149 点
入院基本料 3	1,098 点		6 : 1 以上	1,427 点	1,109 点
入院基本料 4	1,204 点	6 : 1 以上 20%以上	3 : 1 以上	1,565 点	1,216 点
入院基本料 5	1,129 点		4 : 1 以上	1,468 点	1,140 点
入院基本料 6	1,076 点		5 : 1 以上	1,399 点	1,087 点
入院基本料 7	1,041 点		6 : 1 以上	1,353 点	1,051 点

平成15年3月末までの間

	基本点数	看護配置 看護師比率	看護補助配置	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
特別入院基本料 1	871 点	6 : 1 以上 20%未満	6 : 1 以上	1,132 点	880 点
特別入院基本料 2	800 点	看護配置 6 : 1 未満又は 看護補助配置 6 : 1 未満		1,040 点	808 点

平成15年4月以降

	基本点数	看護配置 看護師比率	看護補助配置	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
特別入院基本料 1	973 点	5 : 1 以上 20%未満	5 : 1 以上	1,265 点	983 点
特別入院基本料 2	902 点	看護配置 5 : 1 未満又は 看護補助配置 5 : 1 未満		1,173 点	911 点

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

*注2 療養病棟入院基本料3、4、5、6及び7については、平成15年3月末まで算定可。

A102 結核病棟入院基本料

	基本点数	看護配置	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
		看護師比率			
入院基本料 1	1,101 点	2:1 70%以上	25日以内	1,431 点	1,112 点
	1,013 点	2:1 40%以上70%未満		1,317 点	1,023 点
入院基本料 2	1,002 点	2.5:1 70%以上	28日以内	1,303 点	1,012 点
	926 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,204 点	935 点
入院基本料 3	858 点	3:1 40%以上		1,115 点	867 点
	768 点	3:1 20%以上40%未満		998 点	776 点
入院基本料 4	772 点	3.5:1 40%以上		1,004 点	780 点
	734 点	3.5:1 20%以上40%未満		954 点	741 点
入院基本料 5	713 点	4:1 40%以上		927 点	720 点
	698 点	4:1 20%以上40%未満		907 点	705 点
入院基本料 6	614 点	5:1 40%以上		798 点	620 点
	602 点	5:1 20%以上40%未満		783 点	608 点
入院基本料 7	572 点	6:1 40%以上		744 点	578 点
	561 点	6:1 20%以上40%未満		729 点	567 点

	基本点数	看護配置	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
		看護師比率			
特別入院基本料 1	485 点	6:1以上 20%未満		631 点	490 点
特別入院基本料 2	469 点	6:1未満		610 点	474 点

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

A103 精神病棟入院基本料

	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	1,037 点	2:1 70%以上	25日以内	1,348 点	1,047 点
	949 点	2:1 40%以上70%未満		1,234 点	958 点
入院基本料 2	940 点	2.5:1 70%以上	28日以内	1,222 点	949 点
	864 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,123 点	873 点
入院基本料 3	800 点	3:1 40%以上		1,040 点	808 点
	710 点	3:1 20%以上40%未満		923 点	717 点
入院基本料 4	712 点	3.5:1 40%以上		926 点	719 点
	674 点	3.5:1 20%以上40%未満		876 点	681 点
入院基本料 5	658 点	4:1 40%以上		855 点	665 点
	643 点	4:1 20%以上40%未満		836 点	649 点
入院基本料 6	589 点	5:1 40%以上		766 点	595 点
	577 点	5:1 20%以上40%未満		750 点	583 点
入院基本料 7	548 点	6:1 40%以上		712 点	553 点
	537 点	6:1 20%以上40%未満		698 点	542 点

	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
特別入院基本料 1	459 点	6:1以上 20%未満		597 点	464 点
特別入院基本料 2	438 点	6:1未満		569 点	442 点

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

A104 特定機能病院入院基本料（I群）

I 群	病棟区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	一般病棟	1,209 点	2:1 70%以上	28日以内	1,572 点	1,221 点
		1,121 点	2:1 40%以上70%未満		1,457 点	1,132 点
	結核病棟	1,101 点	2:1 70%以上		1,431 点	1,112 点
		1,013 点	2:1 40%以上70%未満		1,317 点	1,023 点
	精神病棟	1,037 点	2:1 70%以上		1,348 点	1,047 点
		949 点	2:1 40%以上70%未満		1,234 点	958 点
入院基本料 2	一般病棟	1,107 点	2.5:1 70%以上		1,439 点	1,118 点
		1,031 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,340 点	1,041 点
	結核病棟	1,002 点	2.5:1 70%以上		1,303 点	1,012 点
		926 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,204 点	935 点
	精神病棟	940 点	2.5:1 70%以上		1,222 点	949 点
		864 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,123 点	873 点

*注1 入院の日から起算して（1日につき）

*注2 一般病棟に係るものは、平成15年3月31日までの間において、別に厚生労働大臣が定める日までの間に限り算定できる。

A104 特定機能病院入院基本料（Ⅱ群）

Ⅱ群	病棟区分	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	一般病棟	1,244 点	2:1 70%以上	33日以内	1,617 点	1,256 点
		1,156 点	2:1 40%以上70%未満		1,503 点	1,168 点
	結核病棟	1,101 点	2:1 70%以上		1,431 点	1,112 点
		1,013 点	2:1 40%以上70%未満		1,317 点	1,023 点
	精神病棟	1,037 点	2:1 70%以上		1,348 点	1,047 点
		949 点	2:1 40%以上70%未満		1,234 点	958 点
	一般病棟	1,142 点	2.5:1 70%以上		1,485 点	1,153 点
		1,066 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,386 点	1,077 点
入院基本料 2	結核病棟	1,002 点	2.5:1 70%以上	36日以内	1,303 点	1,012 点
		926 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,204 点	935 点
	精神病棟	940 点	2.5:1 70%以上		1,222 点	949 点
		864 点	2.5:1 40%以上70%未満		1,123 点	873 点
	一般病棟	983 点	3:1 70%以上		1,278 点	993 点
		971 点	3:1 40%以上70%未満		1,262 点	981 点
	結核病棟	883 点	3:1 70%以上		1,148 点	892 点
		871 点	3:1 40%以上70%未満		1,132 点	880 点
入院基本料 3	精神病棟	811 点	3:1 70%以上	29日以上	1,054 点	819 点
		799 点	3:1 40%以上70%未満		1,039 点	807 点
	一般病棟	983 点	3:1 70%以上		1,278 点	993 点
		971 点	3:1 40%以上70%未満		1,262 点	981 点

*注1 入院の日から起算して（1日につき）

*注2 一般病棟に係るものは、平成15年3月31日までの間において、別に厚生労働大臣が定める日までの間に限り算定できる。

A105 専門病院入院基本料

	基本点数	看護配置 看護師比率	平均在院日数	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	1,209 点	2:1	33日以内	1,572 点	1,221 点
	1,121 点	70%以上		1,457 点	1,132 点
		40%以上70%未満			
入院基本料 2	1,107 点	2.5:1	36日以内	1,439 点	1,118 点
	1,031 点	70%以上		1,340 点	1,041 点
		40%以上70%未満			

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

A106 障害者施設等入院基本料

	基本点数	看護配置 看護師比率	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	1,244 点	2:1	1,617 点	1,256 点
	1,156 点	70%以上	1,503 点	1,168 点
		40%以上70%未満		
入院基本料 2	1,142 点	2.5:1	1,485 点	1,153 点
	1,066 点	70%以上	1,386 点	1,077 点
		40%以上70%未満		
入院基本料 3	974 点	3:1	1,266 点	984 点
	884 点	40%以上	1,149 点	893 点
		20%以上40%未満		
入院基本料 4	877 点	3.5:1	1,140 点	886 点
	839 点	40%以上	1,091 点	847 点
		20%以上40%未満		
入院基本料 5	818 点	4:1	1,063 点	826 点
	803 点	40%以上	1,044 点	811 点
		20%以上40%未満		

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

A 1 0 7 老人病棟入院基本料

	基本点数	看護配置 看護師比率	看護補助配置	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料 1	1,153 点	6 : 1 以上 20%以上	3 : 1 以上	1,499 点	1,165 点
入院基本料 2	1,078 点		4 : 1 以上	1,401 点	1,089 点
入院基本料 3	1,025 点		5 : 1 以上	1,333 点	1,035 点
入院基本料 4	990 点		6 : 1 以上	1,287 点	1,000 点
入院基本料 5	860 点	6 : 1 以上	8 : 1 以上	1,118 点	869 点
特別入院基本料	737 点	看護配置 6 : 1 未満又は 看護補助配置 8 : 1 未満		958 点	744 点

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

*注2 平成15年8月31日までの間に限り算定できる。

A 1 0 8 有床診療所入院基本料

	基本点数	看護配置	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
I群入院基本料 1	489 点	10人以上	636 点	494 点
I群入院基本料 2	456 点	5人以上	593 点	461 点
I群入院基本料 3	415 点	1人以上	540 点	419 点
II群入院基本料 3	380 点	1人以上	494 点	384 点
II群入院基本料 4	345 点	規定無し	449 点	348 点

*注1 入院の日から起算して(1日につき)

A 1 0 9 有床診療所療養病床入院基本料

	基本点数	看護配置	看護補助配置	2週間以内 (1.30倍)	2週間超 (1.01倍)
入院基本料	816 点	6 : 1 以上	6 : 1 以上	1,061 点	824 点
特別入院基本料	711 点	算定基準に該当しない場合		924 点	718 点

*注1 入院の日から起算して(1日につき)